

## 240. 博物館，公民館……(昭和54～58年)

公民館は条例によるものであって県に報告されたもので各年7月1日現在の数である。

年	博 物 館		公 民 館			
	博 物 館	博物館相当施設	計	本 館		分 館
				330 m <sup>2</sup> 以上	330 m <sup>2</sup> 未 満	
昭 和 54 年	12	5	268	156	38	74
55	13	5	281	166	39	76
56	14	7	277	189	31	57
57	14	7	289	201	33	55
58	14	6	302	225	20	57

資 料 教育庁文化課，社会教育課